

## 介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護労働者の需要が一層高まっているが、低賃金・重労働という実態が介護を担う職員の確保を困難にし、深刻な人員不足を引き起こしている。厚生労働省では、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要であり、そのためには1年あたり6.8～7.7万人の増員が必要と推計している。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にかかわる重大な問題であり、介護職員の処遇改善は喫緊の課題である。

これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきたが、抜本的な改善に結びついていないことは賃金構造基本統計調査の介護職員の賃金推移を見ても明らかである。国は介護・障害福祉従事者処遇改善法を成立させたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要がある。

また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いているが、これらの職員の処遇も介護職と同様に低く、処遇の引き上げが必要である。

安全・安心の介護を実現するため、国においては、下記の事項を実現されるよう強く求める。

### 記

- 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善し、処遇改善の費用については保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。
  - 2 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣／財務大臣／厚生労働大臣